

社会福祉法人
定款変更手続の手引き

小郡市
令和3年12月

社会福祉法人が定款の記載内容を変更しようとする場合には、所轄庁の認可が必要です。定款変更の中で一定の事項については、届出で足りるとされているため、定款変更の際の所轄庁への事務手続には「定款変更認可申請」と「定款変更届」の2種類があります。

① 定款変更認可申請

「定款の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。」

（社会福祉法第45条の36第2項）

※下記の届出事項以外の事項は全て認可事項

② 定款変更届

「厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。」（社会福祉法第45条の36第4項）

☆厚生労働省令で定める事項（社会福祉法施行規則第4条）

- ① 事務所の所在地
- ② 資産に関する事項のうち、基本財産の増加に関するもの
- ③ 公告の方法

※届出事項と認可事項を同時に変更する場合は、まとめて変更認可申請を行ってください。

【手続時期】

定款変更認可の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、そのようなことがないように、計画が固まった段階で、事前に認可を行うようにすることとされています（「社会福祉法人の認可について」（局長通知）第5（2））。

定款変更は、評議員会の決議があっても、所轄庁の認可がないと効力が生じません（届出事項の場合を除く）。定款変更認可申請が事後にならないよう注意してください。

特に、新たに事業を追加しようとする場合は、事業開始前に定款の変更認可が必要になります。事業を開始するおおむね2か月前には申請手続に入るようにしてください。

また、定款変更の届出については、評議員会の議決を経て定款の変更を行った後、遅滞なく「定款変更届」を提出してください。

※定款変更内容に不備があると、評議員会で再度諮り直していただく場合もありますので、できる限り所轄庁と事前協議を行うようにしてください。

【提出書類】

(1) 定款変更認可申請

- 定款変更認可申請書
 - 理事会議事録（写）
 - 評議員会議事録（写）
 - 変更後定款
 - その他添付資料（別紙参照）
- 2部*

※申請用の正本1部と法人返却用の副本1部。副本は正本のコピーで構いません。

○印鑑証明、登記簿謄本等は、1つは原本、1つはコピーで可。認可書として返却するのはコピーの方を返却します。

○宛先が法人の書類は、1つはコピーに原本証明したもの、もう1つはそのコピーで可。

○宛先が市となる文書（申請書等）は、1つは原本、1つはコピーで可。（原本をもらうため、原本証明不要）。認可書として返却するのはコピーの方を返却します。

(2) 定款変更届

- 定款変更届
 - 理事会議事録（写）
 - 評議員会議事録（写）
 - 変更後定款
 - その他添付資料（別紙参照）
- 1部

◎その他添付資料については、一般的に必要な書類のみ掲載しています。そのため、個々の具体的な事案により、掲載されていない他の書類が必要となる場合があります。その場合は追加資料の提出を依頼させていただきますので、御了承ください。

【その他注意事項】

(1) 原本証明

資料として、原本の写し（例：議事録の写し、契約書の写し）を添付する場合は、必ず原本証明を行ってください。

（例文）

原本の写しに相違ないことを証明する。

年 月 日

社会福祉法人 ○○○○○

理事長 ○○ ○○ 印

(2) 議事録の記載内容

理事会及び評議員会の議事録を作成する場合、定款変更の内容が十分に理解できるように具体的に作成してください。

記載内容が不十分で評議員会等の意思が確認できない場合は、再度評議員会等で審議していただくこともありますので注意してください。

(3) 関係法令等

社会福祉法人や社会福祉事業に関しては、毎年さまざまな法令改正や通知が出されています。定款変更を行う場合は、再度関係法令や通知を十分検証し、遺漏のないように注意し、かつ、適切に行ってください。

(4) 登記事項

当該定款変更が法人の登記事項に関するものである場合、所轄庁の認可を得た後、主たる事務所の所在地では2週間以内、従たる事務所の所在地では3週間以内に変更の登記を行わなければなりません。(組合等登記令第3条及び第11条)

(5) 申請書等様式について

申請書様式を市ホームページに掲載しています。申請の際は、必ず市ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

定款変更時チェック項目

① 書類確認

- 必要な書類が揃っているか
- 原本を提出できない資料に原本証明を行っているか

② 申請書・届出書

- 記入漏れがないか

③ 理事会議事録

- 評議員会の日時、場所、議題（定款変更について）・議案が諮られているか

【決議が成立しているかの確認】

- 定足数（議決に加わることのできる理事の過半数）が出席しているか
- 決議に必要な賛成数（出席理事の過半数）があるか
- ※定款に過半数を超える割合を定めている場合はその割合

【議事録記載事項の確認】

- 理事会開催の日時及び場所
- 定款で理事長が議事録署名人となっている場合は、理事長以外の出席した理事の氏名
- 議長がいる場合は、議長の氏名
- 議事録署名人が署名（または記名押印）をしているか
議事録署名人⇒出席した理事及び監事全員
※定款で理事全員ではなく理事長のみとしている場合は、理事長と出席監事全員

④ 評議員会議事録

- 変更事項について、決議が行われているか

【決議が成立しているかの確認】

- 定足数（議決に加わることのできる評議員の過半数）が出席しているか
※定款に過半数を超える割合を定めている場合はその割合
- 決議に必要な賛成数（定款変更は特別決議のため、議決に加わることができる評議員の3分の2以上）があるか

【議事録記載事項の確認】

評議員会開催の日時及び場所

評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名

議長がいる場合は、議長の氏名

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

定款で定める議事録署名人が署名（または記名押印）をしているか

定款例→出席した評議員及び理事

議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人

⑤ 変更後定款

変更事項が変更されているか

変更のない部分が変更されていないか